

水田活用の直接支払交付金とエコ畜事業との重複交付の整理表

【Aの取組】

酪農・肉用牛経営者の作業の種類	土地要件	作業実施者	水活の交付対象者	酪農・肉用牛経営者のエコ畜交付金受取可否
自分で転作した場合	自作地 借地	酪農・肉用牛 経営者	酪農・肉用牛 経営者	×
耕種農家から作業を受託し 転作した場合	耕種農家の 土地	酪農・肉用牛 経営者	耕種農家	○
			酪農・肉用牛 経営者	×
耕種農家との契約栽培により 飼料の供給を受けた場合	耕種農家の 土地	耕種農家	耕種農家	○

【B、Cの取組】

酪農・肉用牛経営者の作業の種類	土地要件	作業実施者	水活の交付対象者	酪農・肉用牛経営者のエコ畜交付金受取可否
自分で転作した場合	自作地 借地	酪農・肉用牛 経営者	酪農・肉用牛 経営者	○
耕種農家から作業を受託し 転作した場合	耕種農家の 土地	酪農・肉用牛 経営者	耕種農家	○
			酪農・肉用牛 経営者	○
耕種農家との契約栽培により 飼料の供給を受けた場合	耕種農家の 土地	耕種農家	耕種農家	△※

※ 耕種農家との契約栽培において、耕種農家が水活の交付金を受け取る場合は、飼料作物作付延べ面積から水活交付対象面積（耕種農家との契約栽培面積）を除いた面積が、酪農・肉用牛経営者のエコ畜交付対象面積となる（面積要件には水活交付対象面積を算入可）。

各事業とエコ畜事業との重複交付の整理表

	水田活用の 直接支払交付金	日本型直接支払制度		草地生産性向上 対策事業	肉用牛・酪農基盤強化 対策事業
	戦略作物助成	中山間地域等直 接支払制度	環境保全型農業 直接支払交付金		放牧活用型
	対象作物・ 飼料作物 3.5万円/10a	急傾斜地で、 ①草地： 10,500(5,250)円/10a ②採草放牧地： 1,000(500)円/10a 等 ※()内は国の支援額	化学肥料、化学合成農業を 原則5割以上低減する取組 と合わせて行う取組 ①有機農業 そば等雑穀・飼料作物 ②不耕起播種 麦、大豆 交付単価 ①3,000円/10a ②3,000円/10a	サブソイラ等による耕盤層の破碎によ りほ場の排水性を改善する取組 ①事業に関連して行う調査分析及び 技術普及： 経費の1/2以内 ②調査分析等に基づき行うリスク分 散型草地改良の取組： 経費の1/2以内	①肉用牛放牧 ア.放牧利用推進：定額 イ.放牧牛の導入：1/2以内 ウ.放牧条件整備：1/2以内 ②放牧酪農 ア.放牧利用推進：定額 イ.放牧条件整備：1/2以内 事業実施主体 ①農業協同組合又は農業協同 組合連合会 ②公社 ③農事組合法人 ④農事組合法人以外の農地所有 適各法人 ⑤株式会社 ⑥協議会 ⑦その他農業者の組織する団体
環境負 荷軽 減の 取組 生産 内容 支援 支援	輸入飼料から 水田を活用し た自給飼料へ の転換	×	—	—	—
	放牧の実施	—	○ (注2)	—	×
	不耕起栽培	—	—	△ (注3)	×
	化学肥料使用 量の削減	—	—	×	—
	有機飼料の 生産	—	—	×	—

(注1)：酪農・肉用牛経営者等が水田活用の直接支払交付金の交付対象者となっている場合は、自らが必要な飼料を確保しているものと捉え、両事業から交付金を受け取ることはできない。

(注2)：中山間地域等直接支払制度については、農業生産条件の不利補正として支払いを受けるものであることから、エコ畜事業による助成とは重複しない。このため、同直接支払制度の支払い対象となった草地や採草放牧地でも、エコ畜事業の交付対象地となり得る。ただし、集落協定の内容が、本事業の取組内容と重複する場合は、両事業から交付金を受け取ることはできない。

(注3)：環境保全型農業直接支払交付金の不耕起播種の対象作物は、麦、大豆であるため、酪農・肉用牛経営者等が飼料用麦を作付けした場合は、両事業から交付金を受け取ることはできない。

(注4)：環境保全型農業直接支払交付金で、化学肥料使用量の低減、有機農業に取り組んでいる酪農・肉用牛経営者等は、両事業から交付金を受け取ることはできない。

(注5)：サブソイラ等による耕盤層の破碎によりほ場の排水性を改善する取組を実施した場合、エコ畜事業の不耕起栽培の取組としては認められない。

(注6)：肉用牛・酪農基盤強化対策事業の事業実施主体は、生産者集団であり、大半が農協等であるため、重複するケースは非常に少ないが、中には生産農家により構成された放牧組合などもあるため、重複する可能性がある。その場合、両事業から交付金を受け取ることはできない。

別添③

R4年度エコ畜事業の交付金計算方法について

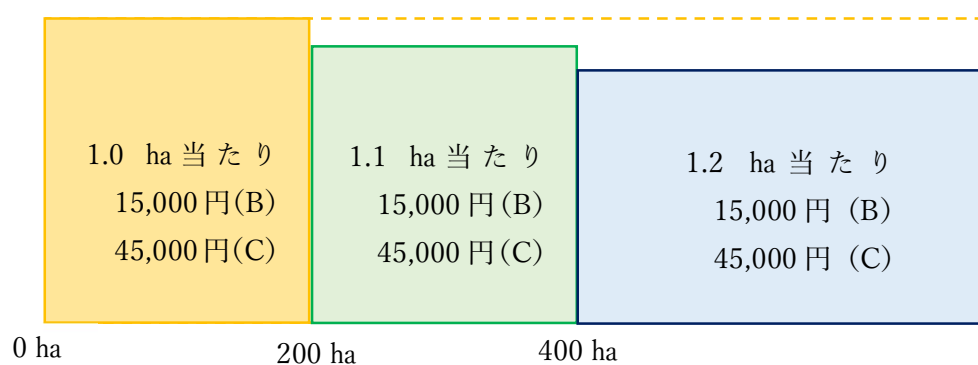
1. 計算のルール

交付対象面積を「2. 単価」に掲げるそれぞれの面積に区分して、それぞれの面積を単価に乗じて計算した金額を合計した金額をエコ畜事業の交付金とする。

単価を乗じる面積(単位はha)は小数点以下第2位を切り捨てたものを用いることとする。
各面積区分の金額は1円未満を切り捨てた上で合計するものとする。

2. 単価

面積区分		単価		
個人	組織		Bの取組	Cの取組
200 ha以下	200 ha×構成員数 以下	1.0 ha当たり	15,000 円	45,000 円
200 ha超 ～400 ha以下	200 ha×構成員数 ～400 ha×構成員数	1.1 ha当たり	15,000 円	45,000 円
400 ha 超	400 ha×構成員数 超	1.2 ha当たり	15,000 円	45,000 円



※組織の場合は、図中 200 ha、400 haはそれぞれ
200 ha×構成員数、400×構成員数とする。

3. 1 経営体当たりの交付金額の計算式

(15,000 円×小数点以下第2位を切り捨てた 200 ha以下の面積÷1.0 ha)
+ (15,000 円×小数点以下第2位を切り捨てた 200～400 haの面積÷1.1 ha)
+ (15,000 円×小数点以下第2位を切り捨てた 400 ha超の面積÷1.2 ha)

5. 具体的な計算例（組織）

（1）組織・1人当たり200ha以下（構成員3人 555.55haの場合）

①面積の区分

200 ha×構成員数 以下（200 ha×3人=600 ha以下）
：555.55 ha

②交付金額の計算

15,000 円×555.5 ha÷1.0 ha = 8,332,500 円

（2）組織・1人当たり200ha超～400ha以下（構成員4人 1000.05haの場合）

①面積の区分

200 ha×構成員数 以下（200 ha×4人=800 ha以下）
：800 ha

200 ha×構成員数～400 ha×構成員数（200 ha×4人～400 ha×4人=800～1,600 ha）
：1000.05 ha - 800 ha = 200.05 ha

（交付金額計算時は小数点以下第2位を切り捨て）

②交付金額の計算

15,000 円×800 ha÷1.0 ha + 15,000 円×200.0 ha÷1.1 ha（≒2727272.72）
=12,000,000 円 + 2,727,272 円
=14,727,272 円

（3）組織・1人当たり400ha超（構成員2人 1111.15haの場合）

①面積の区分

200 ha×構成員数 以下（200 ha×2人=400 ha以下）
：400 ha

200 ha×構成員数～400 ha×構成員数（200 ha×2人～400 ha×2人=400～800 ha）
：800-400 ha = 400 ha

400 ha×構成員数 超（400 ha×2人=800 ha超）
：1111.15 ha - 800 ha = 311.15 ha

（交付金額計算時は小数点以下第2位を切り捨て）

②交付金額の計算

15,000 円×400 ha÷1.0 ha + 15,000 円×400 ha÷1.1 ha（5454545.4 円）
+ 15,000 円×311.1 ha÷1.2 ha
=6,000,000 円 + 5,454,545 円 + 3,888,750 円
=15,343,295 円